発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番
③3034番
編集兼発行人　澁田紀生
年間600円　送料共

弔詩

あなたは正しかった

高　椋　竜　生

汐の引き去るように遠のく私語
寂としてしずまり返る天地の中
カツ　カツと
あしおとたててちかづく葬列
遺影がこころなしか
三池の闘いを
ひとりひとりの胸に
語りかけるように笑っている
まつ赤な血の組合旗にくるまる
柩がなかまの肩に泪で重い

あとから　あとから
涯しなくつづく
なかまのあしおと

「あとはたのむぞ
あとはたのむぞ」
とも聞こえ

「このかたきをとってくれ
きっとだぞ」
とも聞こえるあしおと

「おれは悪くなかった」
「あんな枠をはった奴が悪か」
「おれは正しかった
口惜しか　口惜しか」
まさに
いきをひきとる死の府で

叫びつづけた人間の血の叫びが
聞こえてくる

停年まで四ケ月だった
土地を買い
仕事のひまをみてはそこを拓き
家の建つ日を楽しみに働いた
たった一つの生甲斐さえ
あなたから無惨に引き裂いた
合理化

いじめぬかれた三十五年
その三十五年の
年輪のひだのひとつひとつから
かぎりない怒りがつきあげてくる

こん畜生
三井の人殺し！

祭壇にまつられた
坑帽の三本線が
団結　抵抗　統一を
くり返し遺言でもするように
蝋火にゆらめいていた

死のあとも
あなたの根性は生きつづけ
貝のように固く閉じた
会社幹部の口をついに割らせ
「悪かった」とあやまらせた
あなたの
死の抗議に前に屈服したのです
あなたは正しかった
あなたの
正しさがいま実証されたのです
あなたは勝ったのです

四山竪坑に
不知火の波のうち寄せるかぎり
あなたは
三池の歴史の中に生きつづけ
ともし火となり
なかまとともに闘いつづける

生前の小石さんが奥さんと
仲良くそろって……

小石さんの遺影を胸に抱きしめて、奥さんは有田四山鉱長に、「主人は自分は悪くはなかったと叫びつづけて死にました。ひとこと、会社が悪かったとおっしゃって下さい」とあれほど頼んだのに……

仂きづくめに仂いて殺された……
"あんないい主人を返して下さい"
遺族、有田鉱長に迫る

九月二十七日、午後一時半から四山講堂でおこなわれた小石勇さんの社葬で、九月十六日以降一睡もせず看病をつづけてきた小石さんの奥さんスエノさん(五十才)は、有田四山鉱長に迫った。

奥さん「主人は私にとってかけがえのない人でした。だいじなだいじな人でした。主人は病院にいるあいだ、苦しみながら目をむきだして"おれは悪くなかった""おれは間違っとらんじゃった"といって死にました。あんな名文の弔辞をよんでもらうより、ここで一言会社が悪かったといってやって下さい。おねがいします」

有田鉱長「……」

奥さん「あのとき十分な連絡があったら、こんなことにはならなかった。停年後は楽しく暮らせたのです……」

有田鉱長「……」

奥さん「鉱長は主人の足をみたでしょうか。炭車の車輪に足をひきづられていくときの主人の姿を思うと、くやしくてしかたがないですよ。一口悪かったといって下さい」

有田鉱長「……」

奥さん「鉱長、私のいうことは無理でしょうか。あなたがこうなったら、あなたの奥さんや子どもさんはどういうでしょうか。このままでは主人はうかばれません。迷うて出ます」

有田鉱長「……」

奥さん「それがいえないのなら、主人を返して下さい」

組合員「頭は裂けて、足は切れそうになっていた。全身マスイはできないので、部分マスイしかしていなかった。その中で小石さんは、片足がはさまれて炭車からおりれなかったという。きのう解剖に立ちあった。脳はメチャメチャやった。それでも小石さんは、おれは悪うなかったといっていた。一言会社が悪かったといえ」

組合員「事故があって十二日目、まだ原因がわからんという。そんな人におれたちの命はあずけられん。やめてもらおう」

組合員「あと四カ月もすると停年で、奥さんと二人で緑ガ丘に家たてて住もうちいうて、二人で地ならしまでしよったつぼい。その小石さんをこげんしてしもうて……」

延々三時間におよぶ抗議で会社側は遺族とあらためて話し合いに入り、二、三日中に誠意ある回答をすることで抗議は終った。

有田鉱長らを告訴、告発
業務上過失致死罪あきらか

故小石勇さんの妻スエノさんと三池労組は、小石勇さんの死を二度とゆるされない会社の悪質な業務上過失致死罪であるとして厳重に処罰するよう、福岡地方検察庁に告訴、告発した。

告訴、告発されたのは、有田哲二郎(四山鉱長)、加藤伸二(同鉱副長)、半田信孝(同鉱開発係長)、森朝雄(同鉱開発主席)、森光茂人(同鉱開発係員)の五名である。告訴、告発状はつぎのようにのべている。

一、本件事故の原因は、第一に、トンネルの規格が炭車と衝突するようにできていたこと。第二に、このようなトンネルを作った場合、あらかじめ労仂者に知らせるべきであるのに、知らせなかったこと。この二点にあることは明白である。

二、このように明らかに、事故発生をもたらすような規格をたてることに被告訴、告発人らは現実に設計すること、またはこれを上司として点検監督することにおいて、いずれも関与していたのであるから業務上の過失があり、その結果労仂者を死に至らしめた以上、業務上過失致死について責任がある。

また、被告訴、告発人森光は自ら工事を行なったもの(九月十六日二番方より工事予定のところ、九月十五日公休出勤した労仂者に時間があまったからといってこの工事をさせた)、同森は工事が予定に反し、すでに十五日中に行なわれたことを知っていたものであるが、いずれも労仂者に事前に知らせようとしなかった。

この点においても業務上過失致死の重大な責任である。驚くべき怠慢であり、にくみてもあまりある人命の安全無視である。

―以下略―

検察庁は会社の人命無視が世論の大きな糾弾をうけたあの三川鉱大爆発の刑事責任においても、会社の番犬ぶりを発揮して不起訴にして、真実をほうむった。

われわれは再びこのようなことを許さないよう監視しよう。